## 平成24年度 財政援助団体等監査(期)指摘事項措置状況 《財団法人 神戸在宅ケア研究所》

指 摘 の 概 要	措置内容	措置状況
会計に関する事務 ア 受託収入の年度区分 研究所では、A市からA市に住民票のあるB氏の介護保険要介護認定調査業務の委託を受けている。平成23年度の受託料(平成24年3月5日付)がA市より銀行口座に入金されているにもかかわらず、平成23年度収支決算の要介護認定調査受託収入には計上せず、平成22年度に過大計上となっていた同額の要介護認定調査受託収入の未収金の収入として処理されている事例が見受けられた。  受託収入の年度区分を適正に処理すべきである。	平成 24 年 10 月に事務職員を対象として行った実務研修の中で、会計事務の研修を行い、収入等の年度区分は「その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とする」会計上の原則について、改めて周知徹底を図った。  平成 24 年度において、会計上必要な過年度修正処理を行った。	措置済
その他 ア 介護保険要介護認定調査業務の件数 研究所は、本市と介護保険要介護認定 調査業務に係る委託契約を締結してい る。(調査1件あたり4,410円) 平成23年度収支決算には、兵庫しあ わせケアプランセンターの受託収入と して2,866,500円(650件相当)計上されている。一方で、事業報告の平成23 年度実績では、同センターの更新認定調 査件数は651件となっている。同様に、 しあわせの村在宅支援センターにおい ても、収支決算には受託収入として 2,910,600円(660件相当)計上されて いるが、事業報告の実績では654件とな	関係者に、事業報告作成の際には、 収支決算書の計数と一致するよう履 行完了ベースすなわち収入ベースで 作成する必要があることを指導し、 平成24年度分より改善する旨確認 した。また全事業所間でも統一した 方法で作成するように関係者にも周 知した。	措置済

っている。

この事例では、収支決算計上額より推定される件数と事業報告の実績件数に差があるように見受けられるが、本来、両者は一致するはずのものであり、このような相違が生じないよう適正に処理すべきである。